



令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業 「地域とともにある学校づくりの推進」調査・資料作成

理事長 中川忠宣

会員の皆さんにおかれましては、新型コロナウイルスの関係で計画どおりの活動ができなくて苦勞をされていること
と思います。この時期にできることを考えながら、子ども達のために、地域のために頑張っていきたいと思
います。

さて、今年度は、公益財団法人おおいた共創基金(めじろん基金)が公募しました「令和2年度ふるさと創生NPO活動
応援事業費補助金事業」の補助を受けて、大分県教育委員会、大分大学高等教育開発センターの協力をいただき、「地域とともにある
学校づくりの推進」への一助となればという思いで取り組むこととしました。具体的な内容については、文部科学省が推進しています「地
域と学校の連携・協働を通じて社会総がかりでの教育」の仕組みづくりにより、「学校を核とした地域づくり」の一助になるよう、大分県内
の現状を整理して、情報提供を行うこととしました。現在、全国的に推進されていますコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部
の現状について、大分県内の市町村教育委員会での取組についてアンケートを行った「報告書」と、併せて、大分県版の、課題と必要な
アドバイスのための「Q & A資料」の作成と、研修会や交流会を実施することとしています。8月に、全ての調査が終わり、9月には、下記の
「報告書」と「Q & A資料」の作成が終わりましたので、会報40号の紙面をつかって、裏面にその内容についていくつか紹介したいと思います。

※10月に当NPO法人大分県協育アドバイザーネットのHPに掲載する予定ですが、会員の方で報告書やQ & A資料が必要な方は
事務局までご連絡ください。

<市町村教育委員会へのアンケート報告書>

令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

学校と地域の新たな協働体制の構築のための 取組状況調査の報告書

大分県内市町村教育委員会の「地域学校協働活動」推進のための
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部の体制整備」の取組状況について

対応方策のヒントは、別冊「Q&A資料」をご覧ください
※「NPO法人大分県協育アドバイザーネット」に掲載

<大分県版>

～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

Q(課題・質問)&A(アドバイス)

<報告書を基にした「Q & A資料」>

令和2年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

<大分県版>

～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

Q(課題・質問)&A(アドバイス)

「学校と地域の新たな協働(協育)」
～一歩前進! ヒント集～

令和2年10月1日

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

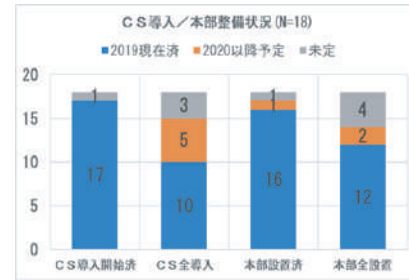


2020年(令和2年)10月

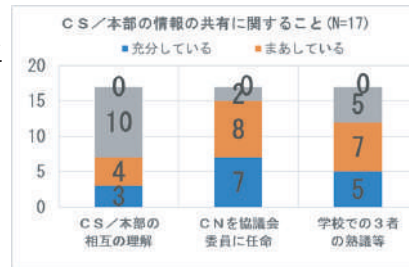
NPO法人大分県協育アドバイザーネット

☆☆☆ 学校と地域の新たな協働体制の構築のための取組状況調査の報告書 ☆☆☆

右の図で示すように、コミュニティ・スクールの導入時期については、2020年5月1日現在では17自治体で既に行われており、1自治体は今後も未定です。全公立学校への導入については10自治体で既に導入しており、2020年度以降に導入の予定が5自治体(各2020年度:2、2021年度:1、2022年度が1、2024年度が1自治体である)で、「今後も未定」が1自治体となっています。



また、地域学校協働本部の整備は2020年5月1日現在では16自治体で既におこなわれており、1自治体は2020年度に整備、1自治体は今後も未定です。全公立学校カバーの整備については12自治体では既に整備しており、2020年度の予定が2自治体、今後も未定が1自治体となっています。



右の図で示すように、コミュニティ・スクールの関係者と地域学校協働本部の関係者の情報共有に関する質問については、相互に活動を理解することについて「充分している」が3自治体と少ない。また、コーディネーターを学校運営協議会委員に任命していない自治体(「一部している」を含む)が10自治体となっている。各学校での関係者の熟議等がされていない学校も多くあることがわかる。

☆☆～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

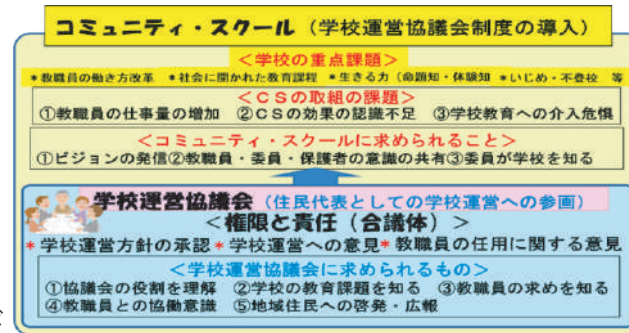
Q(課題・質問) & A(アドバイス) ☆☆☆

Q1 学校運営協議会制度の導入の根拠と目的はどんな内容ですか

A ☆学校運営協議会の設置は、令和2年度現在では「地教法」47条5において、教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校に設置する努力義務となっています。

☆学校運営協議会委員は地域住民の代表として、「学校運営の基本方針の承認」「学校運営への意見」「教職員の任用への意見」については学校運営協議会規則に規定された役割を担うこととなっています。

☆その他の「予算等への意見」「地域学校協働本部との連携や広報活動」及び「日常の活動」等も求められており、地域住民と学校の協働を推進する一定の権限と責任を担う目的で設置するものです。



Q2 なぜ、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携が必要なのですか

A ☆図2の赤枠で囲んでいる「学校運営協議会を設置している学校」がコミュニティ・スクールです。しかし、上段のピックアップで示した学校教育は校長による学校経営と運営によって教育活動が行われます。

☆学校運営等に関する一定の権限や責任を担う学校運営協議会は地域住民等の代表であり、地域とともに学校運営に参画することが求められています。よって、黄色で示したように地域学校協働活動(本部)の役割とも連携・協働するシステムですので、2つのシステムの日常的な情報の共有と連携が必要なのです。



事務局よりお知らせ

「語ろうよ会」の延期について

今年度のNPO法人総会はコロナの影響で多くの委任状をいただき、参加出来る理事での開催、会員の皆様との交流もできませんでした。12月に「語ろうよ会」を開催して忘年会でも出来ればといろいろと模索していましたが、残念ながら今年中の開催を見送る事になりました。来年度の総会ではぜひ「語ろうよ会」を開催して日頃の皆さんの活動を語って頂きたいと思ひます。

「地域発活力・発展・安心デザイン実践交流会」開催のお知らせ

今年の2月は開催見送りとなりましたが来年はコロナ対策を万全にしての開催の方向で動いています。開催日は令和3年2月27日(土曜日)に梅園の里で開催予定ですので会員の皆さんの参加をお待ちしています。なお、会員の方の活動報告もプログラムに入れたいと思ひますので報告者を募集します。11月末日までに事務局までご連絡下さい。

会費納入のお願い

協育ネットの活動は皆様の会費で行っています。年会費の納入をお願いします。振込先は下記口座へ
 郵貯 記号 17220 番号 4866821 (トクヒ)オオイトケンキョウイクアドバイザーネット

広報部よりお知らせ

今回はコロナの影響でなかなか会員の取材活動は出来ませんでしたが12月発行の協育ネット会報誌41号では前副理事長の八川さんの取材に行くことが決まりました。次回を楽しみに待っててくださいね～ (広報部 上原)